

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第1号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月9日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 高知県安芸土木事務所

（2）住 所 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 安田海岸、不動海岸、唐ノ浜海岸、  
安芸海岸、西浜海岸

（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和7年1月20日から

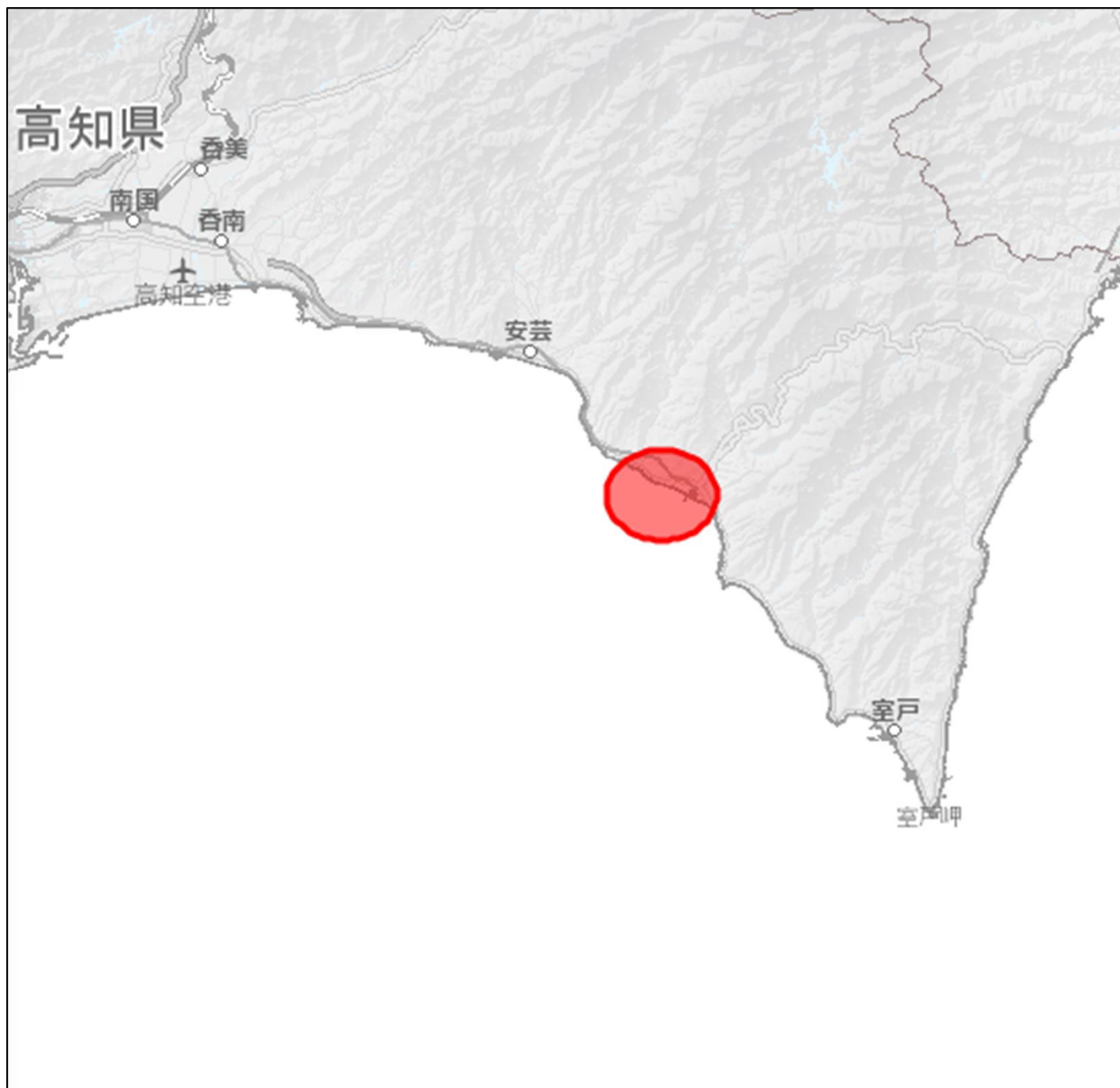
令和7年3月17日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、シングルビーム測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)